

平成 28 年 1 月
東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 7 号）が公布され、新たに 3 物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

○追加指定薬物：3 物質（別添 1 参照）

○公布日：平成 28 年 1 月 21 日（別添 2（官報）参照）

○施行日：平成 28 年 1 月 31 日（公布日から起算して 10 日を経過した日）

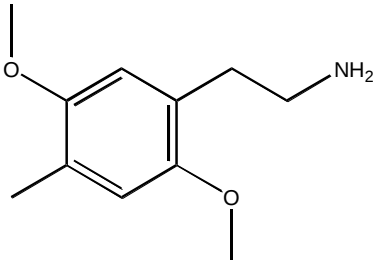
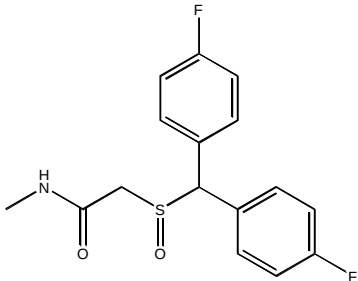
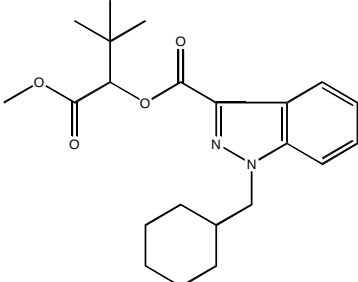
○注意事項

公布日から施行日の前日までの輸入通関にあたっては、厚生労働省確認済みの輸入報告書（薬監証明）又は輸入指定薬物用途誓約書が必要となります。

「指定薬物」の輸入に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門
(電話：03-3599-6338)

指定薬物に指定する物質

1	物質名	2-(2,5-Dimethoxy-4-methylphenyl)ethanamine
	物質名訳	2—(2, 5—ジメトキシ—4—メチルフェニル) エタンアミン
	通称	2C-D
	構造式	
2	物質名	2-[[Bis(4-fluorophenyl)methyl]sulfinyl]-N-methylacetamide
	物質名訳	2—{[ビス(4—フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}—N—メチルアセトアミド
	通称	Modafinil N-Methyl-4,4-difluoro-modafinil
	構造式	
3	物質名	1-Methoxy-3,3-dimethyl-1-oxobutan-2-yl 1-(cyclohexylmethyl)-1H-indazole-3-carboxylate
	物質名訳	1—メトキシ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル＝1—(シクロヘキシルメチル)—1H—インダゾール—3—カルボキシレート
	通称	MO-CHMINACA
	構造式	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働七)

省

令

○厚生労働省令第七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)第二十五条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第二百二十七号を第二百三十号とし、第二百一号から第二百二十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二百号を第二百二二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三 ーメトキシー三・三ージメチルーーオキソブタンーニールー(シクロヘキシルメチル)ーーイーインダゾールー三ーカルボキシラート及びその塩類

第一条中第九十九号を第二百一十一号とし、第二百一十一号から第九十八号までを二号ずつ繰り下げ、第二百一十号を第二百一十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百一十二 二(二)ビス(四ーフルオロフェニル)メチルースルフィニルーーNーメチルアセトアミド及びその塩類

第一条中第九十九号を第二百一十号とし、第二百一十一号から第九十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二百一十号の次に次の一号を加える。

百一 二(二・五)ジメトキシー四ーメチルフェニル)エタンアミン及びその塩類

第二条第五号の表中二(二・五)ジメトキシー四ープロピルフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

二(二・五)ジメトキシー四ーメチルフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。